

ライセンス契約だけじゃない！ 知的財産関連契約（第2回）

キャラクター商品化契約

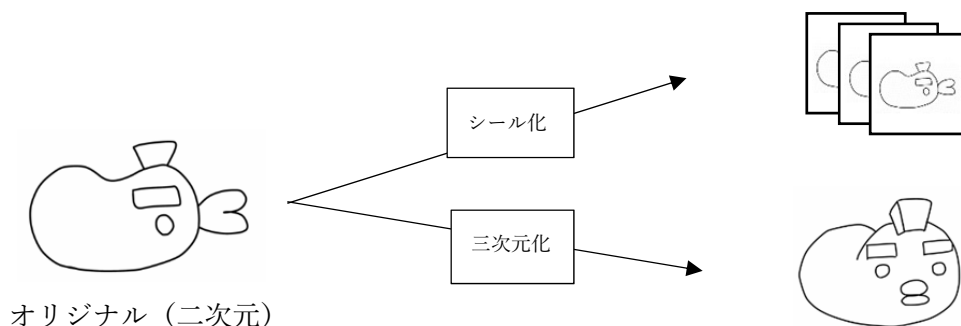


弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所
弁護士 甲斐 一真
(大阪弁護士会知的財産委員会所属)

【事例】

A社は、自社で創作したオリジナルキャラクター「いさてん」¹を保有しており、これを自社の宣伝等に使用している。

B社は、「いさてん」が中高生に流行していることに着眼し、これをシール化した商品と、二次元の「いさてん」を独自に三次元化し、そのフィギュアを販売することを企画している。



1 はじめに

あるアニメに登場する架空の生物について、これをフィギュア化したり、登場作品とは全く関係のない食べ物や製品とコラボさせたりすることは、一般的に行われている。

また、最近では、企業等の組織が自社のウェブサイトやパンフレット等において、架空の人物や独自の生物を掲載していたところ、これがSNS等により、当該組織等とは全く関係のない層にまで「バズり」（インターネット上の口コミ等を通じて一躍有名になること）、組織等の広報を超えて、様々な場面で広く利用されることも珍しくはない。

上記の例では、「あるアニメに登場する架空の生物」や「架空の人物や独自の生物」等とまわ

1 「いさてん」は、著者が小学生時代に創作したオリジナルキャラクターである。